

年金についてのお知らせ

国民年金保険料の納付が難しいときは…

所得が少なかったり、失業したりして、保険料を納めることが経済的に難しい場合には、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

これまで免除申請を忘れていた場合でも、今年度から、**2年間さかのぼって免除や猶予の申請をすることができるようになりました**。免除申請を忘れていた方は、お早めにお手続きください。

納付・免除等と未納ではこんなに違います！

年金の種類		納付状況	納付	全額免除	一部免除	若年猶予 (学生特例)	未納
老齢基礎年金	受給資格期間に算入されるか？		○	○	○	○	×
	年金額に計算されるか？		○	○	○	×	×
障害・遺族基礎年金 受給資格期間に算入されるか？			○	○	○	○	×

※「一部免除」については、一部免除された保険料を納めていることが必要です。免除等を受けている期間は、10年間さかのぼって納めることができますが、**未納の場合は2年を超えると時効となり、納めることができません**。

※免除等の申請書は役場町民課窓口にて備え付けてあります。

入院したときの食事代について…

診療や薬にかかる費用とは別に、1食分として下記標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。

●入院したときの食事代（1食あたり）標準負担額

所得区分		食費
一般（下記以外の人）		260円
・住民税非課税世帯 ・低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	160円
低所得者Ⅰ		100円

・住民税非課税世帯と低所得者Ⅰ、Ⅱの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、町民課住民担当窓口で申請下さい。

●65歳以上の方が療養病床に入院したときは、食費と居住費、下記の標準負担額を自己負担します。

所得区分	食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
一般（下記以外の人）	460円（一部医療機関では420円）	320円
・住民税非課税世帯 ・低所得者Ⅱ	210円	
低所得者Ⅰ	130円	

お知らせ

新しい国民健康保険被保険者証が届きます

現在お持ちの保険証（肌色）の有効期限は、8月31日となっております。

9月からお使いいただく新しい保険証は、8月中に世帯主の方あてに郵便で届きます。

新しい保険証（うぐいす色）が届きましたら、内容をご確認ください。

●お問い合わせ先……町民課住民担当 ☎62-2111（内線233）